

事 務 連 絡
平成 20 年 10 月 16 日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

担当官 殿

表面処理が行われていない水道メーターについて（情報提供）

厚生労働省健康局水道課

日頃から水道行政の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、東京都水道局及び盛岡市水道部から、（株）阪神計器製作所に発注した一部の水道メーターに関して、以下のような連絡がありましたので情報提供いたします。

- ・ 水道メーターの調達において、ケースの清掃、洗浄等を行い再利用し、その他の部品を交換した水道メーターで、鉛の浸出低減のための表面処理が行われていないものの納品があった。
- ・ 表面処理が行われていない当該水道メーターは、鉛濃度について給水装置の構造及び材質の基準に適合しない可能性があることから、東京都が緊急的に浸出試験（ただし、14 日間のコンデショニングを省略し、浸出溶液として水道水を使用。）を実施しており、その結果、基準を満たしていることを確認した。また、盛岡市が当該水道メーターを設置した給水栓において実施した水質検査からも水道水質基準値以下であることを確認している。

なお、（株）阪神計器製作所によると、東京都及び盛岡市以外に同様の水道メーターが納品されていないか確認作業を行っているとのことです。

今後、新たな情報を入手次第、情報の提供を考えておりますので、各水道事業者等におきましては、念のため当該業者に発注した水道メーターの有無、納品時期、個数等の確認をしておくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して伝達をお願いいたします。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課給水装置係

電 話 03-5253-1111
(内線 4009、4024)

FAX 03-3503-7963